

令和3年度 次世代介護機器導入促進支援事業

概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器（以下、「機器」といいます。）の導入に必要な経費の一部を補助します。

※「次世代介護機器」とは…ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器を指します。

補助内容

令和3年度は、以下のとおり実施します。

(1) と (2) のそれぞれで、補助の対象となる施設等が異なりますので、ご注意ください。

なお、補助の要件等に関する詳細については、交付要綱やQ & A (後日掲載)等をご確認ください。

	(1)次世代介護機器導入支援事業費補助	(2)次世代介護機器導入推進事業費補助
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護
対象機器	①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援	
補助基準額	対象機器 ① 及び ⑤:1台当たり 133万4千円 (対象機器 ②・③・④・⑥:1台当たり 60万円)	
補助率	対象機器 ① 及び ⑤:補助率3/4 (対象機器 ②・③・④・⑥:補助率1/2)	対象機器 ① 及び ⑤:補助率7/8 (対象機器 ②・③・④・⑥:補助率3/4)
主な条件	なし	公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する、 ・「アドバンスセミナー」への原則参加 ・「公開見学会」等への協力
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の購入に係る費用 ・機器のレンタルに係る費用(令和4年3月31日までの費用に限ります。) ・その他導入及び使用に際し必要な経費と知事が認めるもの 	
補助対象と ならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 ・インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 ・保険料 ・配送料 ・機器の設置にかかる建物の改修費 ・初期設定費 ・その他事業の目的に照らし適当と認められないもの 	

※ 機器の購入またはリース契約は、内示日の翌日以降に行っていただく必要がございます。内示前の購入等の費用は補助対象外のため、ご注意ください。

※ 都内に所在する、介護保険法に定めるサービスが補助の対象となります。

※ (1) と (2) の両方に申請することはできません。

※ 申込多数の場合には、予算の都合により補助の対象とならない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

補助手続きの流れ

※時期については、今後変更になる可能性があります。

時期	内容
令和3年8月上旬～令和3年9月下旬	事業計画書の受付
令和3年11月下旬	内示
令和3年11月下旬～令和4年1月下旬	交付申請書提出
令和4年1月下旬	交付決定・補助金の支払（概算払）
遅くとも令和4年4月上旬まで	実績報告書提出
令和4年5月末	額の確定・補助金の精算

書類提出先

〒163-0719
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
公益財団法人 東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉人材対策室
介護現場改革担当(補助金)



事業の詳細は、下記の東京都福祉保健財団HPに掲載されている、要綱やQ & A等をご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/>